

電源Ⅲの発電下限に記入する値、および
優先給電ルールに基づく出力抑制時の発電計画の提出の取扱いについて

「記載要領」の「1.1.7. 発電計画（内訳）／発電下限」にある電源Ⅲの発電下限に記入する値、および、「よくある質問」の「発電販売計画／（出力抑制）」に記載した優先給電ルールに基づく出力抑制を実施した際の電源Ⅲの発電計画の提出の取扱いについて、補足説明します。

1. 電源Ⅲの発電下限の値

(1) 一般送配電事業者からオンライン調整できない電源等

- ・ 発電下限は、一般送配電事業者と事前合意^{※1}^{※2}した出力抑制時の発電出力を入力してください。
一般送配電事業者は、発電計画と発電下限の値から自然変動電源の抑制量などを算出します。必ず、事前合意した値を入力してください。

- ※1 送配電等業務指針第175条に基づく出力抑制に係る事前合意
- ※2 ※1以外において事前合意がなされた電源の場合も同様とする。

(2) 自然変動電源（太陽光、風力）

- ・ 発電下限は発電計画と同じ値を入力してください。

2. 優先給電ルールに基づく出力抑制時の電源Ⅲの発電計画の提出の取扱い

- ・ 優先給電ルールに基づき出力抑制が実施された場合、発電計画の修正、発電販売計画の再提出は不要です。

3. 翌日計画の入力例

#	時間帯	発電計画 内訳 No.1					発電計画 内訳 No.1				
		発電計画 (kWh)	発電上限 (kWh)	発電下限 (kWh)	優先 順位	出力 抑制	発電計画 (kWh)	発電上限 (kWh)	発電下限 (kWh)	優先 順位	出力 抑制
13	6:00~6:30	5,000	5,000	5,000	99		10	10	10	99	
14	6:30~7:00	10,000	10,000	10,000	99		70	70	70	99	
15	7:00~7:30	20,000	20,000	10,000	99		130	130	130	99	
16	7:30~8:00	20,000	20,000	10,000	99		210	210	210	99	
17	8:00~8:30	20,000	20,000	10,000	99		290	290	290	99	
18	8:30~9:00	20,000	20,000	10,000	99		360	360	360	99	
19	9:00~9:30	20,000	20,000	10,000	99		430	430	430	99	
20	9:30~10:00	20,000	20,000	10,000	99		480	480	480	99	
21	10:00~10:30	20,000	20,000	10,000	99		540	540	540	99	
22	10:30~11:00	20,000	20,000	10,000	99		570	570	570	99	
23	11:00~11:30	20,000	20,000	10,000	99		590	590	590	99	
24	11:30~12:00	20,000	20,000	10,000	99		600	600	600	99	

一般送配電事業者と事前合意した出力抑制時の発電出力を入力してください。

出力抑制が実施された場合、発電計画の修正は不要です。